

From: 弁護士法人 岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 <iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp>
Date: 2021/06/15 15:54
Subject: RE: 西山キミエの遺産相続契約をお願いします。

西山様

お世話になっております。

当初から想定されてはいましたが、辻氏とは、遺産分割など本格的な争いが避けられないであろうと思われます。

相手方代理人のメールでは、「葬儀の内容や具体的な進め方については私や辻氏と直接ではなく平安社経由でやりとりしていただくのがよいと思います。」とありますが、西山さんも平安社とやり取りをされていますか。

岩永

From: 西山 紀男 (OCN) <qqcm2mg9k@air.ocn.ne.jp>
Sent: Tuesday, June 15, 2021 11:44 AM
To: 弁護士法人 岩永・新富法律事務所 弁護士 岩永 隆之 <iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp>
Subject: 西山キミエの遺産相続契約をお願いします。
Importance: High

弁護士 岩永 隆之 様

西山キミエ の相続に関しましては、後見人の選任申請をお願いして以来、大変お世話になっています。

さて、2021年6月12日付で送付しました書簡(先生には写し)に対して返信(下記引用)が代理人 谷直樹 弁護士から送られてきました。

その内容は、他家に嫁いだ者が西山の正当な相続人に反抗する内容です。何故、喪主をやると言うのか？ また何故、立派な法名を変更するよう命令するのか？ 全く不条理な言いがかり、としか思えません。

2020年9月4日付の書簡「西山キミエの相続問題解決のための弁護をお願いいたします。」によりお願いいたしました事柄が現実となってきました。葬儀の問題を含め、相続の問題への対応を先生にお願いいたしたく、

西山キミエの遺産相続契約をお願い申し上げます。

なお、喪主をやるとの意向(2020年8月28日付の文書)に関しては、次の2件の文書により反論しています。

2020/8/28 付け書簡、および 2020/9/11 付け書簡。

これらに対する返答はありません。

私の論拠は、西山家を離れて他家に嫁いだ辻恭子は西山家の重要な祭祀法要の遂行に口を挟むべきでは無いし、辻恭子は西山家の祭祀法要の実績が無い。

2020/8/28 件名:「ご回答」に返信している。

1979年3月、紀男は、父 留太郎の葬儀で喪主を務めた。

1980年3月、紀男は、父 留太郎の三回忌法要の祭主を務めた。

祖父母の兄弟の子(叔父叔母)、父の兄弟およびその子弟、大人数だった。

2014年7月、紀男は、命歸山・長延寺に墓地を改装した。

母 キミエが、山口節夫氏からの墓の移転要求を30年以上放置していた。

辻恭子は、山口節夫氏から西山キミエ宛に来た墓地移転要求の文書を受け止めることなく、紀男宛てに転送してきた。

紀男は、諫早の墓地を改装し、山口節夫氏と和解した。

これは、母 キミエの後始末です。

2015年4月、紀男は、長延寺において、祖父の55回忌および父の15回忌法要を挙げた。

2019年3月、紀男は、弟 紘二の葬儀を喪主 キミエの代行を務め、取り仕切った。

2019年5月、紀男は、弟 紘二の満中陰法要および納骨を挙げた。

2020/9/11 件名:「西山キミエ 葬儀の喪主」を送信している。

2014年3月、紀男は、正源寺の門をくぐり、父 留太郎の非礼を詫言、大金のお布施をして、

西山家のお墓の閉眼供養を祖父 庄三の代まで菩提寺だった正源寺にお願いしました。

父 留太郎の後始末は、西山家の後継者だからやったのです。

次に、「辻氏が費消したとする金銭については、現在までのところ成年後見人からも返還を求められてはおりません。」とありますが、

令和2年3月26日付の後見等事務報告書の複写を入手して以来、小生から西山キミエ後見人の安部高樹司法書士へ再三に渡って返済を要請しています。

2020/05/19 送信した書簡「西山キミエの「後見事務報告書 令和2年3月26日」

への質問.pdf」の中、質問5「西山キミエの資産から費消した辻俊雄名義の費用は返済すべし。」

2020/05/19 後見人より返信あり、返信内容は下記のとおりで、回答無し。

その他のお書きのことについては、当職が西山キミエ様の成年後見人としてお答え等すべき部分があった場合にはご連絡するということにさせていただきたいと存じます。

2020/06/22 16:17 催促を送信した。

2020/06/22 17:01 後見人からの返信内容は下記のとおりで、
当件に関する記載は無く、無視を続けた。

まずは西山様からのメールを受信したことをお知らせいたします。

その他のお問い合わせにつきましては、返信しても差し支えないまたは返信したほうがよろしいと思われる部分についてはご返信することを考えています。

2020/06/29 18:26 後見人からの次の件名で返信があった。

当件に関する記載は無く、無視を続けた。

「西山キミエ様の財産管理についての考え方」

先日来メールをいただいている件ですが、西山様と当職とは細かなご質問をいただいてそれに細かに答えなければならないという関係にはないと存じますので、

いただいたご質問に関連する当職の考えや考え方をご連絡させていただきます。

前提として、成年後見人は「成年被後見人(本人)のための」後見事務をすべき

とされています。「本人のため」とはどういうことか、いささか抽象的な面もあり、

これを現実的、具体的にどう後見事務に反映させるかはそれぞれの後見人が考えなければならず、悩むところといえます。

以上の如く、後見人は辻恭子・俊雄に返済を要求する姿勢が全く無く、職務怠慢である。

このことから、谷弁護士からの返信に「現在までのところ成年後見人からも返還を求められてはおりません。」と書いてきたのでしょう。

更に、辻恭子・俊雄へも直接、返済請求の書簡を送っています。

2021/12/01 発書簡の中、page15「辻俊雄さま宛「水問題」(含む電気代、NHK)

および page17「恭子さまへ」

2020/05/19 送信、西山キミエの「後見事務報告書 令和2年3月26日」への質問.pdf の中、
page4 質問5「西山キミエの資産から費消した辻俊雄名義の費用は返済すべし。」

2020/07/12 書簡を送信、「西山キミエの葬儀および法要の費用」の中、

(4)「葬儀費用の調達」に記載、「辻俊雄は、当金額を直ちに西山キミエの口座へ返済すべきである。」

以上のとおりです。

よろしく願い申し上げます。

道後湯之町 西山紀男